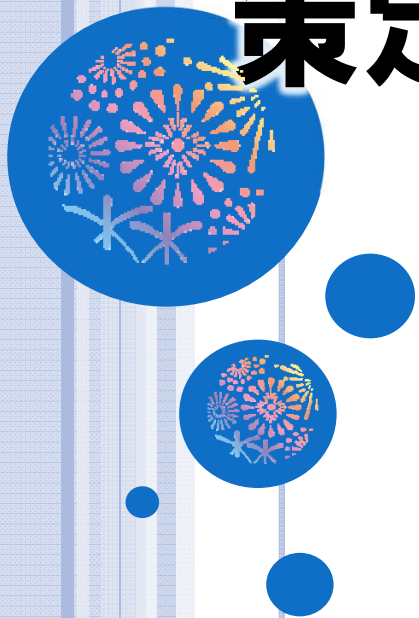



要配慮者利用施設における 「洪水時の避難確保計画」 策定促進の取り組みについて

平成30年7月3日
秋田県大仙市



1. 取り組みの経緯



H28.8月 . . . 台風10号の大雨により、岩手県岩泉町で高齢者福祉施設の入所者9人が犠牲に

H28.10月 . . . 大仙市内に要配慮者利用施設は約130施設に避難確保計画の作成を依頼

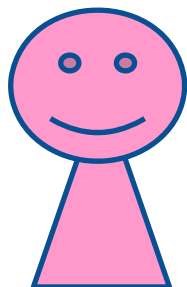
H29.6月 . . . 水防法改正。要配慮者利用施設における「避難確保計画の作成」「避難訓練の実施」

義務化

H29.10月 . . . 平成29年10月11日付けで再度、各施設に「計画の作成」と「避難訓練の実施報告」を依頼

2. 施設への作成指導

施設管理者の声



①どのように計画を作成すれば良いか分からない

②計画を作成する余裕が無い

【大仙市の取り組み】

①依頼文書とともに「作成例」を送付・HPを通じてデータ提供

②職員による作成指導

③適切なタイミングでの作成依頼

5 避難誘導

(1) 避難場所

- ・避難場所は、〇〇区〇〇町〇丁目「〇〇避難場所」とする。
- ・周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、想定浸水深及び実際の浸水深を考慮して、一時避難場所として本施設〇棟の〇階へ垂直避難を検討する。

(2) 避難経路

- ・避難場所までの避難経路（方向）については、別紙2「避難経路（方向）図」のとおりである。

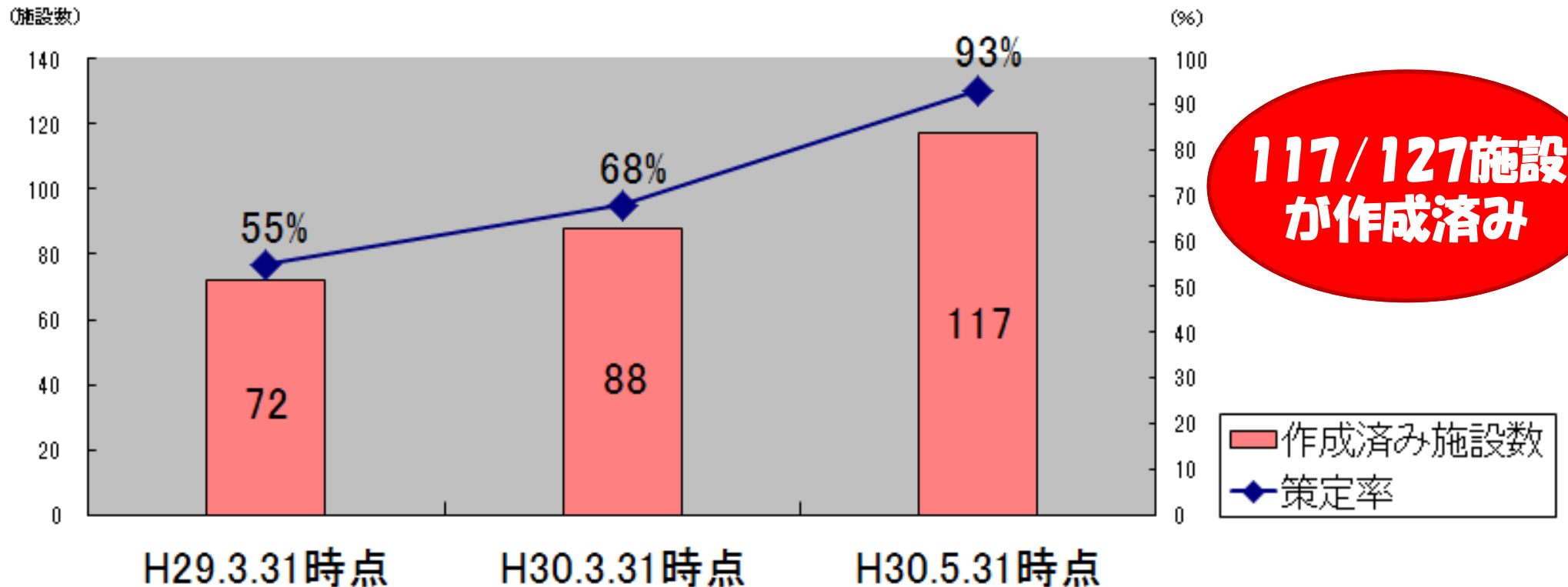
(3) 避難誘導方法

- ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇町〇丁目「〇〇避難場所」）までの順路、道路状況について説明する。
- ・避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

避難確保計画の作成例

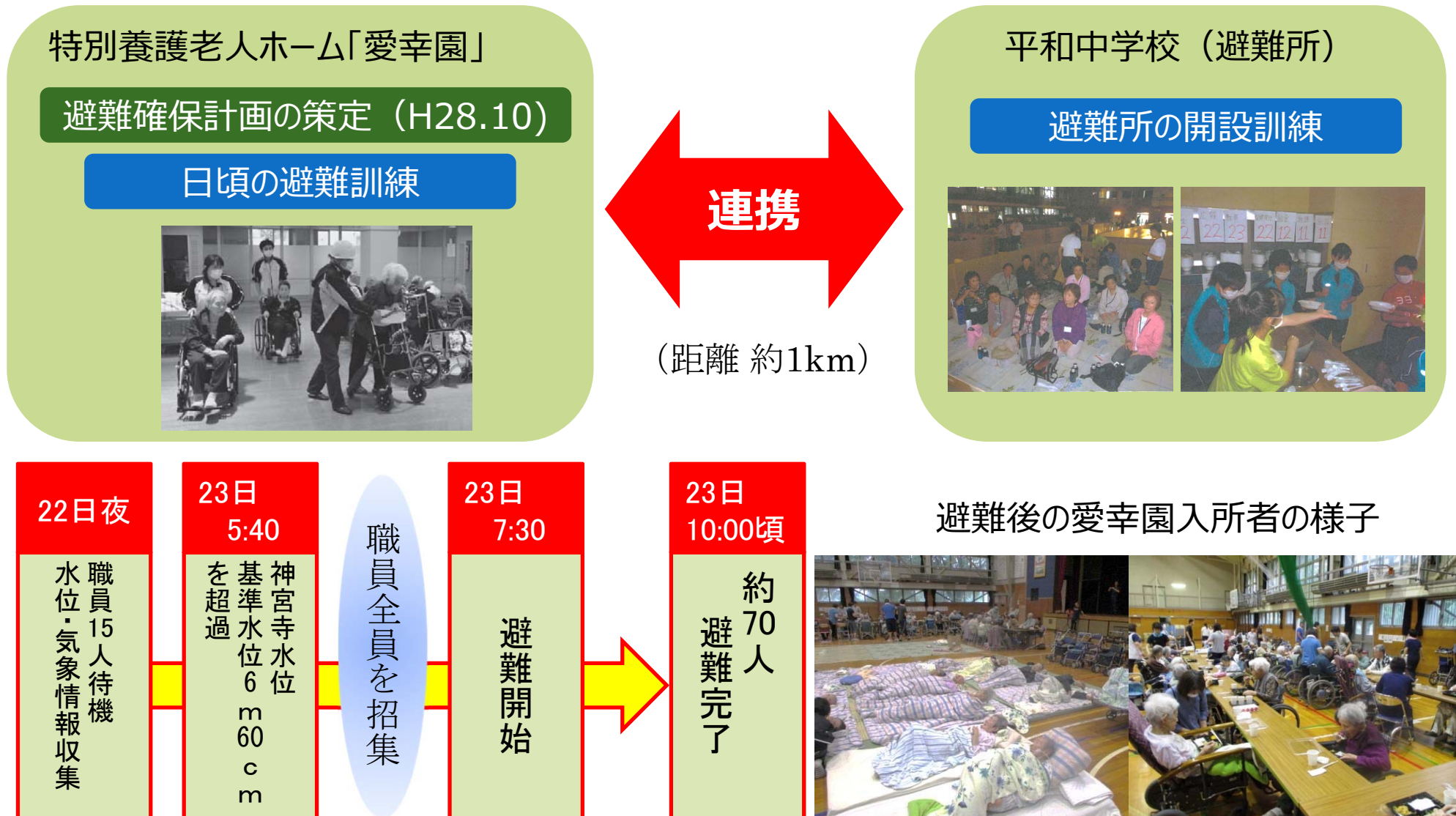
3. 作成依頼のタイミングと作成率の推移

作成依頼通知	依頼のきっかけ及び内容	大仙市における災害
平成28年10月 5日	8月の岩泉町の被害事例	—
平成29年10月11日	6月の水防法改正により義務化	7月22日と8月24日の大雨
平成30年 5月 8日	未作成施設は市ホームページで公表する旨を予告（水防法第15条の3第4項）	5月18日の大雨



4. 平成29年7月の災害での避難事例

避難確保計画の作成と避難訓練により、無事全員が避難



5. 今後の目標・取り組み

①平成30年度中に作成率100%を達成する

→未作成施設への訪問指導

②避難訓練実施の促進

→訓練実施を促し各施設の避難計画の熟成を図る

表1 避難訓練実施の報告済み施設数

年 度	報告済み施設数 (全127施設)
29年10月～	31施設



要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく訓練実施報告書

平成 30年 5月 24日

(あて先)
大仙市長 様

住所 大仙市 [REDACTED]

施設の所有者
又は管理者名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

水防法第15条の三第5項に基づく避難訓練を実施しましたので報告します。

施設の所在地 大仙市 [REDACTED]

施設の名称 [REDACTED]

訓練実施日時 平成30年5月21日(月) 12:00～13:00

訓練参加人員 従業員 7人参加

訓練の内容
※写真を添付すること
(A4・1枚程度)

施設が浸水に至るまでの限られた時間内に要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練を実施。関連する教育は毎年12月のカンファレンスにて実施。新規採用者には都度教育・訓練の機会を設けるよう努めている。避難場所等関連書類は共有できるようにしている。

【避難訓練実施報告書の実例～訓練の内容～】

施設が浸水に至るまでの限られた時間内に要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練を実施。関連する教育は毎年12月のカンファレンスにて実施。新規採用者には都度教育・訓練の機会を設けるよう努めている。